

児童虐待防止等のための主な取り組み

令和5年5月24日（水）

令和5年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童虐待の防止等のための体制整備等

○ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン

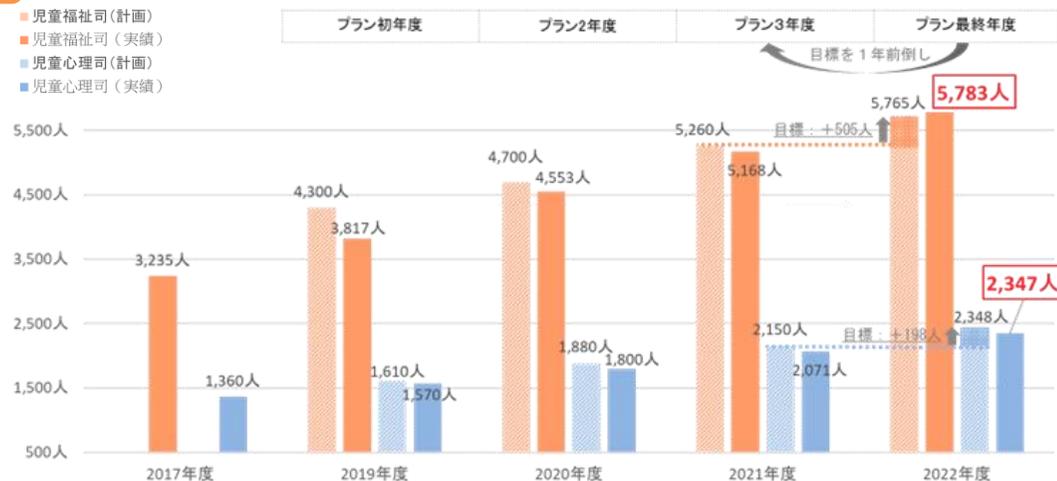
(平成30年12月策定)

児童相談所の児童福祉司の計画的な増員等の体制強化(令和3年度は児童福祉司の増員目標を1年前倒し、児童虐待相談対応件数の増加を踏まえ、令和4年度は更に505人の増員を目標とし、年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成)

○ 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン

(令和4年12月策定)

令和5年度以降の児童相談所の体制について策定・公表



<児童相談所>	令和4年度実績		目標		増員数	
	人数	増員数	人数	増員数	人数	増員数
児童福祉司	5,780人程度	→	6,850人程度 (令和6年度)	+ 1,060人程度	令和5・6年度で	+ 1,060人程度
児童心理司	2,350人程度	→	3,300人程度 (令和8年度)	+ 950人程度	令和5～8年度で	+ 950人程度

児童相談所虐待対応ダイヤル等

○ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号
令和元年12月より通話料を無料化



○ 児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」

育児、里親、ヤングケアラーなどこどもの福祉に関する様々な相談を受け付ける全国共通の電話番号
令和3年7月より通話料を無料化

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

1. 総論

(Q & Aの構成)

- 本Q & Aは、
 - ①宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例
 - ②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項
 - ③関連する支援等を整理。

(基本的な考え方)

- **背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するもの（具体的にはP 2、3参照）を行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**
- **児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべき。**

(保護者以外の者への対応)

- **児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、幫助犯が成立し得るため、躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動へ参加することを体罰により強制する(2-1) ・ 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ(2-2) ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する(※心理的虐待、ネグレクト)(2-3)
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する(※身体的虐待、ネグレクト)(2-3再掲) ・ 言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する(※ネグレクト)(3-1) ・ 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する(3-2) ・ 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る(3-3) ・ 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する(3-4) ・ 言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する(3-5) ・ 宗教の布教活動への参加を強制するために脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「サタン」等と称する(3-5) ・ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない(※ネグレクト)(4-2) ・ 大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること(4-3) ・ 児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する(4-4)(注2) ・ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する(※ネグレクト)(4-6) ・ 奉仕活動や宣教活動(修練会、セミナー、聖地巡礼等)への参加などにより、児童の養育を著しく怠る(4-7) ・ 言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限(4-8)
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える(5-1) ・ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する(※ネグレクト)(5-2)

(注1) 脅迫又は暴行を用いた場合には、強要罪に該当する可能性。また、一般の労働者と同様の勤務(受付事務等)に服し報酬を受けている者については、労働者に該当し得る。このため、警察・労働基準監督署と連携して対応する必要。

(注2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

ネグレクト

- ・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する(※身体的虐待、心理的虐待)(2-3再掲)
- ・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する(※心理的虐待)(3-1再掲)
- ・社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと(※心理的虐待)(3-2再掲)
- ・社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない(4-1)
- ・宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる(注3)(4-2再掲)
- ・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由として高校への就学・進学を認めない(※心理的虐待)(4-2再掲)
- ・医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為(輸血等)を行わせない(4-5)
- ・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する(※心理的虐待)(4-6再掲)
- ・奉仕活動や宣教活動等の活動(修練会、セミナー、聖地巡礼等)への参加のために養育を著しく怠る(4-7再掲)
- ・宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る(4-9)
- ・性被害等により妊娠した女兒や身体的・経済的に母体の健康を著しく害するおそれのある女兒の人工妊娠中絶に同意しない(4-10)
- ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する(※性的虐待)(5-2再掲)

(注3) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。